

みらい日本語学校 学則

第1章 総則

第1条（目的）

本校の設立は、日本語教育を必要とする外国人学生に対して、正しい日本語を習得させ、日本の社会と文化に対する正しい知識を伝達し、国際交流の掛け橋となりうる人材を養成することを目的とする。

第2条（名称）

本校は、みらい日本語学校という。

第3条（位置）

本校は、茨城県水戸市元吉田町 1029-7 ワーク水戸ビルに置く。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

第4条（コース・修業期間・収容定員）

本校のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

部名	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	時間数	週数
第一部	一般2年コース	2年	60名	3クラス	1520	76
第二部	一般2年コース	2年	60名	3クラス	1520	76
	合計		120名	6クラス		

第5条（始期・終期等）

本校の各コースは、4月、10月に始まり、それぞれ3月、9月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

（1）4月期： 4月1日から 9月30日まで

（2）10月期：10月1日から 3月31日まで

第6条（休業日）

本校の休業日は、次のとおりとする。

（1）日曜日

（2）土曜日

（3）国民の祝日に関する法律で規定する休日

（4）各学期末の終始期における休業日

（5）夏期休業日（原則として8月初旬～8月中旬）

（6）冬期休業日（原則として12月下旬から1月上旬）

（7）春期休業日（原則として3月中旬から4月上旬）

- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

第7条（授業の終始時刻）

授業の終始時刻は、校長が決める。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

第8条（教育課程）

本校の各コース別の教育課程及び授業時間数は、日本語教育機関の運営に関する基準等により、次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時間の1単位時間は、45分とする。

＜一般2年コース＞

2年にわたり1520時間とし、かつ1週間20時間とする。

第9条（学習の評価）

本校の学習評価は、試験成績、出席状況、学習態度、レポート等を総合して決定し、次のとおりの5段階評定とする。

5段階評定	100点法対比
A	80～100
B	70～79
C	60～69
D	50～59
E	0～49

- 2 第1項の評定におけるA、B、C及びDは、合格とし、Eは不合格とする。

第10条（教職員組織）

本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員 6名以上（うち専任3名以上）
- (4) 生活指導担当者 2名以上
- (5) 事務職員 2名以上（うち専任2名以上）

- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

- 3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

- 4 職員会議等の会議に関する規定は、別に定める。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

第11条（入学資格）

本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- （1） 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- （2） 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- （3） 入学後の生活ができる資金を用意している者、又は入国後の経費を学生本人に代わり支弁できる経費支弁者を有する者

第12条（入学時期）

本校への入学は、年2回とし、その時期は、4月、10月とする。

第13条（入学手続）

本校への入学手続は、次のとおりとする。

- （1） 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記入し、第19条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。
- （2） 前号の手続を終了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- （3） 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第19条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。
- （4） 入学を許可された者が、正当な理由により入学を遅延する場合は、早急に本校に申し出なければならない。

第14条（休学・復学）

学生が疾病その他正当な事由によって、30日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、医師の診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

第15条（退学）

退学しようとする者は、その事由を記載した退学願を届け出て、校長の許可を受けなければならない。

第16条（修了・卒業の認定）

校長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は、本校の所定の課程を修了した者に対して卒業を認定し卒業証書を授与する。

第17条（褒賞）

校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

第18条（懲戒処分）

学生が、この学則その他本校が定めた諸規則を守らず、学生の本分にもとる行為があったときは、校長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種類とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なく出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第19条（学生納付金）

本校の学生の納付金は、次のとおりとする。消費税は含まないものとする。

- (1) 入学検定料 20,000円
- (2) 入学金 50,000円
- (3) 授業料
一般2年コース 1,200,000円

2 諸手数料その他の料金は、校長が別に定める。

第20条（納付金の納入）

学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 学生が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。

3 本学院の特待生等、特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

第21条（納付金の滞納）

学生が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、第19条の定める学生納付金を2か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合は、校長は、当該学生に対して退学を命ずることができる。

第22条（納付金の返還）

すでに納入した生徒納付金は、原則として返還しない。ただし、入学前に入学辞退の意思表示をした場合は、入学金と入学検定料を除いた生徒納付金は返還する。

第5章 雑則

第23条（寄宿舍）

寄宿舍に関する事項は、別に定める。

第24条（健康診断）

学生及び教職員の健康診断は、毎年一回、別に定めるところにより実施する。

第25条（諸帳簿）

本校に下記の諸帳簿を備える。

- （1） 学校沿革史
- （2） 卒業証書台帳
- （3） 職員履歴書綴
- （4） 学校日誌
- （5） 職員出勤簿
- （6） 備品台帳
- （7） 学生指導要録綴
- （8） 出席簿
- （9） 健康診断綴
- （10） 入学許可台帳
- （11） 職員会議録
- （12） その他、教育関係法令等に定める必要な諸帳簿

第26条（細則）

この学則の施行に際し必要な細則は、校長が別に定める。

- 2 この学則は、必要に応じ役員会において改正することができる。

附則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 学則の一部（収容定員）（教職員組織）を変更し、令和8年4月1日から施工する。